



鳥取県公報

平成14年4月2日(火)
第7371号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県営土地改良事業計画の変更 (214) (耕地課)	1
	都市計画の変更 (215) (都市計画課)	1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (216) (＃)	2

告 示

鳥取県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業彦名地区農業用排水、暗渠排水及び客土）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成14年4月3日から20日間
- 縦覧に供する場所
米子市役所
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県県土整備部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線、3・6・4号立川甌山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市岩倉字上樋掛並びに国府町分上二丁目、分上三丁目及び分上四丁目

鳥取県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、気高町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

気高都市計画下水道 気高町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220